チ　再就職先の名称
リ　再就職先の業務内容
ヌ　再就職先における地位
ル　求職の承認を得た日
ヲ　求職の承認の理由

二　準用国家公務員法第百六条の二十四の規定による届出に係る者　次に掲げる事項

イ　離職時の年齢
ロ　離職時の行政執行法人の役員の職
ハ　離職前の求職開始日（離職前の求職開始日がなかった場合には、その旨）
ニ　離職前の求職開始日があった場合における当該離職前の求職開始日から離職日までの間の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容
ホ　離職日
ヘ　再就職日
ト　再就職先の名称
チ　再就職先の業務内容
リ　再就職先における地位
ヌ　求職の承認を得た日
ル　求職の承認の理由

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（以下この条において「新令」という。）第十三条第二項（新令第十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（第四号、第六号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。）、第十五条第三項（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限り、新令第二十条において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（第一号ニからヘまで並びに第二号ニ及びホに係る部分に限る。）並びに第二十三条（第一号ハからホまで並びに第二号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する国家公務員法（以下この項において「準用国家公務員法」という。）第百六条の二十三第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）、準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）及び同条第二項の規定による届出について適用し、施行日前にされた準用国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出、施行日前にされた準用国家公務員法第百六条の二十四第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに施行日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「早い日（」とあるのは、「早い日（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十八号）の施行の日以後の日に限る。」とする。

一　施行日前における独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人（以下この条において「行政執行法人」という。）の役員（非常勤の者を除く。以下この条において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報の提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した行政執行法人の役員　新令第十三条第四項第四号

二　施行日前における行政執行法人の役員としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した行政執行法人の役員であった者　新令第十五条第三項第四号（新令第二十条において準用する場合を含む。）

3　施行日前に官民人材交流センターによる離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助（最初に行政執行法人の役員となった後に行われたものに限る。次項において「センター以外の援助」という。）を受けた行政執行法人の役員に対する新令第十三条第四項の規定の適用については、同項第十四号中「後に」とあるのは、「後であって、かつ、行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十八号）の施行の日以後に」とする。

4　施行日前にセンター以外の援助を受けた行政執行法人の役員であった者に対する新令第十五条第三項（新令第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令第十五条第三項第十三号中「センター以外の援助を」とあるのは、「センター以外の援助（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十八号）の施行の日以後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子

公営住宅法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十九号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項、第二十三条第一号、第二十五条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同号ロ中「控除対象配偶者が所得税法第二条第一項第三十三号の二に規定する老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者が七十歳以上の者」に、「同項第三十四号の四」を「所得税法第二条第一項第三十四号の四」に、「その老人控除対象配偶者」を「その同一生計配偶者」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

役員　新令第十三条第四項第四号